

H 2 0 . 3 . 1 8 原案可決

原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書

原爆被爆者に対する援護対策は、「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」によって行われている。しかし、この対策の一つである原爆症認定制度は、認定基準が厳しく、被爆後62年たった今日も、多くの被爆者が重い疾病などで苦しんでいるにもかかわらず、現在認定を受けている被爆者は、被爆者健康手帳保持者の1%にも至っていない状況である。のことから、被爆者の多くは、病気の原因が被爆によるものであると国に認められることを強く願っている。

このような状況において、全国各地で原爆症集団認定訴訟が起こされ、既に、6地方裁判所で国側の敗訴という司法判決が示されたにもかかわらず、国は控訴するなど、認定を拒んでいる。

高齢化し、病弱な原告に裁判を重ねる時間は残されておらず、既に判決を聞くことなく亡くなられた原告もあり、まさに命をかけた闘いとなっている。

よって、国においては、可及的速やかに原爆症認定制度を抜本的に改善するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣